令和7年度 第一種施設受動喫煙防止対策現状調査票

施 設 名 :	所 在 地 :盛岡市
電話番号:	回答者(担当課):
1 施設区分について、該当するものに ☑ を付ける □ 教育施設(幼稚園、認定こども園、小、中、 □ 医療施設(病院、診療所、助産所等) □ 保育・児童関連施設(学童クラブ等の児童会) □ 行政機関の庁舎 □施術所 □その	高、大学、専門学校等) □ 薬局 □ 老人関連施設(介護老人保健施設、介護医療院) 支援事業、保育園・子育て支援等の保育事業)
2 従事者数について、該当するものに ☑ を付ける □ ~10 人 □ 11~50 人 □ 51~100 人	てください。 □ 101~200人 □ 201~300人 □ 301人~
3 平成30年7月に健康増進法が改正され、第一種 □ 知っている □ 知らない	施設は敷地内禁煙が義務付けられたことを知っていますか。
4 敷地内の状況について、該当するものに ☑ をf · 屋内の状況 □ 禁煙 □ 喫煙所あり □ その · 屋外の状況 □ 禁煙 □ 特定屋外喫煙場所*あ □ その他 (屋外は敷地外等) (内2)	D他(内容:)
※特定屋外喫煙場所とは(健康増進法第二十八条第十三号) 第一種施設の屋外の場所の一部のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、健康増進法施行規則で定める必要な次の措置がとられた場所のこと。 ① 喫煙をすることができる場所が <mark>区画</mark> されていること。 ② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。 ③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。	
5 4で屋内、屋外の状況とも、「禁煙」と回答した 喫煙者は、どこで喫煙をしていますか。 □ 施設を出た敷地外 □ 近隣の灰皿設置場所	
 6 4で「特定屋外喫煙場所あり」、「喫煙所あり」と ・設置場所(・設置理由(・今後の予定(□ 設置を継続 □ 廃止する 	
7 職場において、禁煙を推進する取り組みを行って□ 行っている(内容:□ 今後行う予定 □ 行う予定なし	ていますか。)
8 自由記載(受動喫煙防止対策に関する御意見があ	あれば記載してください)
- ご協力あり	Jがとうございました —

【回答期限】 令和7年11月7日(金)

【回答方法】 ①専用回答フォーム → ※